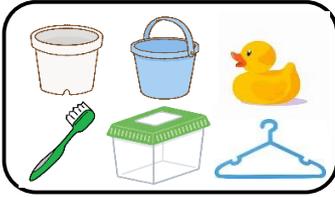




# 9月議会川口の一般質問より **プラスチックごみの分別について**

2022年4月1日にプラスチック資源循環促進法が施行されました。この法律は、「プラスチックを捨てること」を前提としない経済活動(①プラスチックの排出量を減少させること、②資源として循環させること)を目的とした法整備です。

同法の中では、「市町村によるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化」に取り組むことが求められており、生活に直結する問題でもある「プラスチックごみの分別について」市の考えを問いました。 **\* 一部を掲載**



左のイラストは、今の川越市ではすべて「燃えるごみ」として扱っているプラスチック製品です。素材がプラスチックであっても、容器包装リサイクル法で定義されたもの以外(左のイラストのような物)は可燃物としてきましたが、大変分かりづらく、理解できない定義のため市民の協力も進みませんでした。



この度のプラスチック新法によって、右の図のような収集方法が可能になり、プラスチック素材のものはすべて資源物として収集されることで分かりやすくなるだけでなく、可燃ごみとして燃やされていたプラスチックを焼却しないことで、本市の焼却処分量は減り、CO2排出量も大きく削減されると推計されることが今回の質問の中で明らかになりました。

一方、プラ製品を資源物として収集するためには、現在の容器包装リサイクル法で定義された分別方法を前提とした施設を新たに整備し直す必要が生じることから、相当な費用が発生することになることも分かりました。これらの経費に対し、国から特別交付税が措置されることも確認でき、今後の方向性について市は、国・県及び他市の状況を踏まえ、見直し方法等を検討すると答え、今後見直していく方向性を示しました。



今後はA又はBの方法でごみ収集ができる。

- A プラ製品と容器包装を一括収集
- B プラ製品と容器包装をそれぞれ収集

## 新法制定を急いだ背景

国が今回、プラスチック資源循環促進法の制定を急いだ背景には、実はそうせざるを得ない日本の事情がありました。

2018年の国連環境計画の発表によると、日本の一人当たりの容器包装廃棄量は、米国に次ぐ世界2位。大量の廃プラスチックを早期に減らすことが求められている日本ですが、日本のプラごみリサイクルは、その多くがサーマルリサイクルと呼んでいる廃プラスチックを燃やすことで熱エネルギーとして利用するもので、世界的にはリサイクルとみなさず、処理手段の一つとされているものです。日本を含め先進国の多くは自国で処理するには手間がかかるため人件費が高いことから、より人件費の安い海外に輸出していました。しかし、処理が追いつかず、管理も徹底されず、環境汚染がひどくなり、中国をはじめアジア各国で受け入れ中止が相次いだことで、廃プラスチックの削減が待たなしの課題になりました。これが日本が先のプラスチック新法の制定を急がざるを得なかった背景の一つです。

## プラスチックは何が問題なのか

低コストで大量生産可能であり、軽く、簡単に加工できるため、生活に欠かせぬ存在となったプラスチックですが、使用後の廃プラスチックが今、地球規模の問題になっています。

その一つが海洋汚染問題です。プラスチックごみが波に削られ、5mm以下になった物がマイクロプラスチックですが、スクラブ剤に含まれるマイクロビーズやメラミンスポンジ、アクリルスポンジ等も摩擦に粒子が生活排水に交じり、同様にマイクロプラスチックとなり、これらは何百年も分解されず海を汚染します。その量は2050年には海洋生物量を超える